

入札公告兼入札説明書

(全身麻酔装置一式の購入)

地方独立行政法人神奈川県立病院機構

神奈川県立精神医療センター

次のとおり条件付き一般競争入札を行います。

令和6年9月24日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立精神医療センター所長

この入札公告兼入札説明書は、本入札に係る公告並びに次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (4) 当法人の会計規程、会計実施規程、契約事務取扱規程及びたな卸資産等管理規程
- (5) 競争入札参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）

1 入札案件の内容

- (1) 件名
全身麻酔装置一式の購入
- (2) 納入期限
令和7年3月31日まで
- (3) 物件内容等
別添仕様書、契約書（案）のとおりに
- (4) 納入場所
神奈川県立精神医療センター
横浜市港南区芹が谷2-5-1

2 入札参加者に求められる資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物品の買入れ・物品の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「医療機器」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されている者であること。
- (3) 仕様書及び契約書（案）に示す業務内容を公正かつ的確に遂行しうる者であること。
- (4) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

3 入札に関する事務を担当する所属

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター
事務局経営企画課 平井
郵便番号 233-0006

所在地 横浜市港南区芹が谷 2 - 5 - 1
電話番号 (045) 822 - 0241
ファックス番号 (045) 822 - 0242
ホームページ <https://seishin.kanagawa-pho.jp>

4 入札参加者に求められる義務

入札参加希望者は、令和6年10月1日（火）正午までに、別紙「入札参加資格確認申請書（様式1）」を、直接持参するか配達記録が残る郵便等により「3」に記載した入札に関する事務を担当する所属に提出してください。「入札参加資格確認申請書（様式1）」には、代表者印を押印してください。

確認申請の結果については、令和6年10月3日（木）13時以降に「入札参加資格確認通知書（様式6）」を、「入札参加資格確認申請書（様式1）」の入札担当者情報に記載のEメールアドレスに電子メールにより送付することにより通知します。

5 入札日程

- (1) 入札参加資格確認申請受付期間
令和6年10月1日（火）正午
- (2) 入札参加資格確認通知日
令和6年10月3日（木）13時以降
- (3) 入札書提出期間
令和6年10月9日（水）9時から同年10月15日（火）正午まで
- (4) 入札書提出締切日時
令和6年10月15日（火）正午
- (5) 開札予定日時
令和6年10月15日（火）13時以降

6 落札者の決定

落札決定に当たっては、契約希望金額により落札金額とするので、入札者は、課税事業者にあつては消費税法及び地方税法に基づく消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。)、免税事業者にあつては契約希望金額を入札書に記載してください。

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

落札者を決定した場合は、入札参加者全員に落札者決定通知書を「入札参加資格確認申請書（様式1）」の入札担当者情報に記載のEメールアドレスに電子メールにより送付することにより通知します。

なお、同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、入札参加者立会いのものと、くじ引きにより落札候補者を決定します。くじ引き実施日時及び実施場所は、別途くじ引き対象の入札参加者にご連絡します。

7 入札に関する質問及び回答

(1) 質問方法

質問事項がある場合は、内容を簡潔にまとめ、下記のお問い合わせフォームアドレスから送信してください。なお、件名は「全身麻酔装置一式の購入」としてください。

《お問い合わせフォームアドレス》

<https://kanagawa-pho.jp/mailform/1595/mfp07/index.html>

(2) 質問期間

令和6年10月1日（火）正午まで

(3) 回答

質問に対する回答については、令和6年10月3日（木）13時以降に入札参加資格確認申請書（様式1）記載の担当者Eメールアドレスあてに送付し、回答いたします。

ただし、質問内容に入札の公平性を損なう内容、その他不適切な内容が含まれていると判断した場合は、その質問に回答しないことがあります。また、回答については、他の参加者からの質問も含め、全ての質問及び回答を送付しますので、質問文面に社名を記さないようお願いいたします。

なお、回答に対する再質問については認められません。

8 その他

(1) 落札者が契約締結までに、「2」で定める入札参加者に求められる資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。

(2) 入札保証金

免除します。ただし、落札後に落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の5に該当する額を徴収します。

(3) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和23年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

また、公正な入札を執行できないと認められるとき、又はそのおそれがあるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

(4) 入札に関し要する費用

入札参加者が本件入札に関して要する費用については、当該入札参加者の負担とします。

(5) 入札書に関する事項

入札書（様式2）は、封筒に入れ密封し、その封書の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年10月15日開札、全身麻酔装置一式の購入に関する入札書（又は入札参加辞退届）在中」と朱書きし、直接持参するか配達記録が残る郵便等により「3」に記載した入札に関する事務を担当する所属に提出してください。

入札書は税込み、税抜きの両方の金額を記載し、代表者の記名・押印を忘れずにご覧ください。なお、一度提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(6) 入札を辞退する場合は入札参加辞退届（様式3）を入札書提出締切日時までに「8（5）」に記載した方法により、「3」の所属あてに提出してください。一度提出された辞退届は、撤回できません。

(7) 入札参加者が入札締切日時までに入札書又は辞退届を提出しなかった場合は、当該入札参加者は未提出として取り扱うものとします。

(8) 無効となる入札は次のとおりです。

ア 「2」に示した資格のない者が提出したもの

イ 入札説明書及び仕様書等に示す入札条件に違反した入札書

ウ 入札書において、次に掲げる不備があった場合

(ア) 入札書等の記名押印及び訂正印がないもの

(イ) 金額を訂正したものあるいは金額の記載が不鮮明なもの

(ウ) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの

(エ) 入札説明書に示した案件名の記載がないもの

(オ) 2通以上提出された入札書

(9) 入札回数

入札回数は原則1回としますが、開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、2回まで入札を行うものとします。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することはできません。

ア 再度入札書提出期間

令和6年10月17日（木）午前9時から令和6年10月21日（月）正午まで

「入札書（様式2）」の「入札回数」欄に「2回目」と記載の上、必要事項を記入し、「8（5）」に記載した方法により、「3」に記載した入札に関する事務を担当する所属に提出してください。

イ 再度入札開札予定日時

令和6年10月21日 13時以降

(10) 契約書作成の要否

要

(11) 再度入札において、各入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲にないときは不調とし、不調通知書を電子メールで送付することにより通知します。

(12) 当法人では、契約に係る予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本入札を落札し、契約する場合には取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第 条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(13) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(14) 落札者が契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく一般競争入札の参加者の資格の制限を受けた場合又は神奈川県指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止処分を受けた場合には、契約を締結しないこととします。